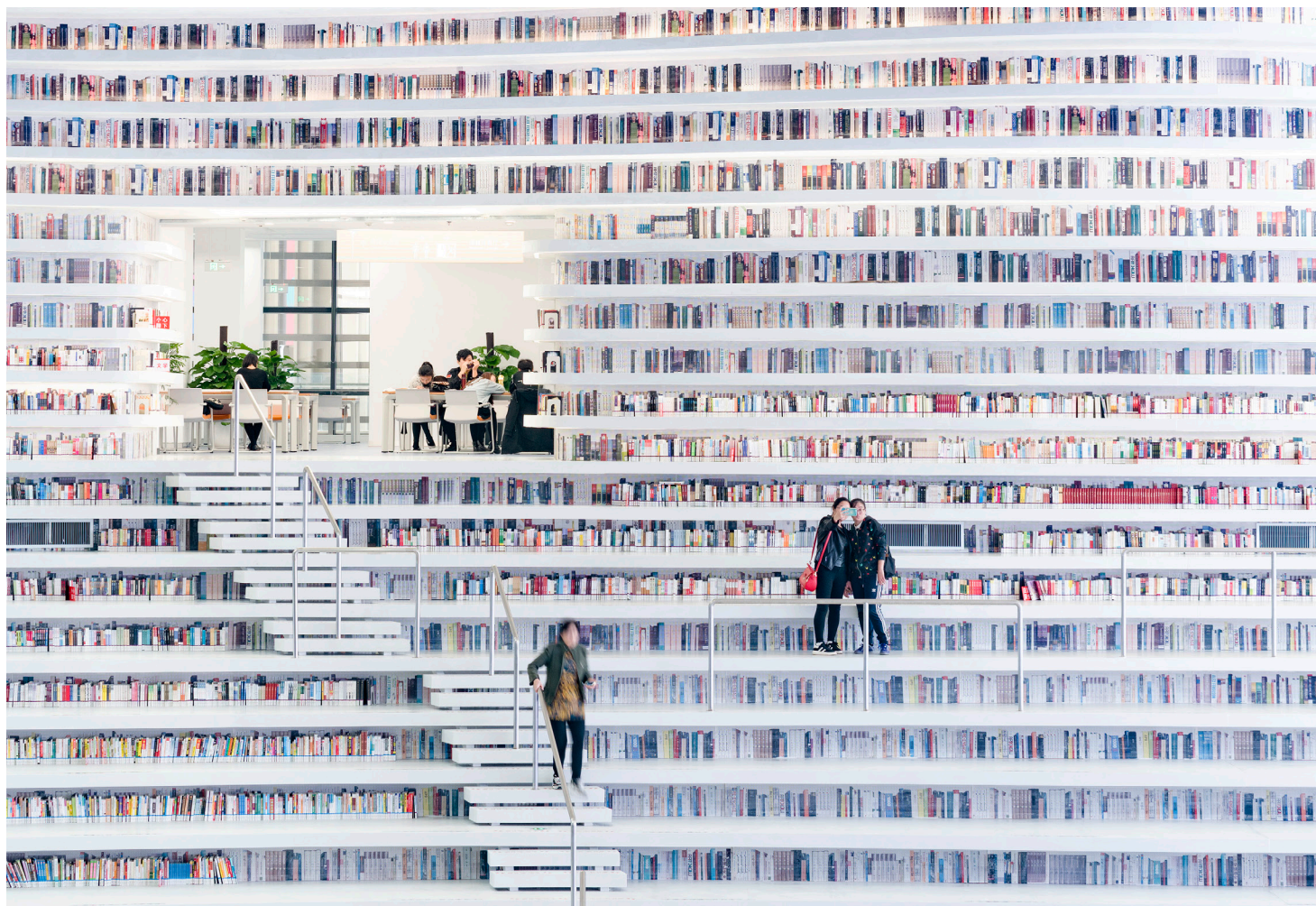


サステナブル投資の方針

投資のサステナビリティに対する当社のアプローチ





UBSアセット・マネジメント (UBS-AM) は大手資産運用会社で、伝統的資産／オルタナティブ資産／不動産／インフラストラクチャー／プライベートエクイティの投資ソリューションを世界中の機関投資家、金融仲介機関、一般投資家などに提供しています。

当社のミッションは、当社が提供する金融商品や投資ソリューション全体にわたりサステナビリティ（持続可能性）を組み込むことによって、お客様が各自の財務目標を達成し、投資に関わる課題を解決できるようにすることです。ESG（社会・環境・ガバナンス）に関わる課題と機会は運用成績に影響を及ぼすため、これらのファクターを考慮することで十分な情報に基づく投資を実行できる、というのが当社の信念です。このため、サステナブル投資は顧客に対する受託義務を果たす上で不可欠な要素だと考えます。

UBS-AMでは、サステナビリティとは、企業の長期的なパフォーマンスに寄与する機会を生み出し、リスクを低減することを目指し、事業慣行において、ESGファクターを活用する能力であると定義しています。また、サステナブル投資とは、ESGに関する重要な

考慮事項を投資の意思決定に組み込む一連の投資戦略であると考えています。

当レポートではUBS-AMのサステナブル投資に対するアプローチについて、UBS AG (UBS) の全体的なサステナブル戦略の観点から説明しています。また、UBS AGとUBS-AMの双方が公表している独自の方針、手続き、慣行についても取り上げています。

Suni Harford,
投資責任者
UBSアセット・マネジメント

Michael Baldinger,
サステナブル&インパクト投資責任者
UBSアセット・マネジメント

サステナブル 投資

当社のビジョンとミッション

UBS-AMでは、ESGファクターは同一のリスク／リターン特性の中でポートフォリオの価値を付加することによって、顧客の投資価値を保護し高めることができると考えています。サステナブル投資の基盤となっているのは、①重要なESG情報の幅広い活用、②投資分析プロセス、③その情報が十分な情報に基づく投資の意思決定につながるの考え方です。

サステナビリティ&インパクト投資（SI）に対する当社の取り組みは、UBSグループの企業戦略に反映されています。2014年にUBSは事業部門横断的な組織、「UBS in Society（社会におけるUBS）」を立ち上げました。この組織は戦略、ガバナンス、UBSのサステナビリティ戦略の実行に対する責任を担っています。

「UBS in Society」はサステナブル投資、フィランソロピー（慈善活動）、環境権／人権、コミュニティ投資、当社の環境フットプリントに関連するUBSの活動と実行能力を管理しているほか、顧客やサプライヤーとの関係を規定する方針についても責任を担っています。さらに、UBSグループの執行役員会に対する説明責任も負っています。こうした活動は国際的に合意された基準の順守という点から、年に一回行われる外部監査の対象にもなっています。

UBS AGの行動規範および道德規範には、当社の企業責任に関する取り組みが記載されています。環境保護や人権尊重などの主要な社会的分野の取り組みを実行することは、この規範の一翼を占めています。

UBSはグローバル企業として重要な社会的トピックに関する議論を主導する責任を担い、基準の設定に貢献し、当業界内外の連携を図っています。

詳細な情報は当社のGRI（グローバル・レポート・イニシアティブ）レポートに掲載しています。

「UBS in Society」の活動とガバナンスに関する詳細をご覧になりたい方は、www.ubs.com.ubsinsocietyをご参照ください。このサイトには、当社のアニュアルレポートならびに当社の方針とガイドラインへのリンクも掲載しています。

ESGファクターを投資 の意思決定に組み込 む



UBS-AMでは、重要なESG情報を財務分析と投資プロセスに組み込むことで、長期的なリスクと機会、投資先企業の競争上の優位性に関する独自の洞察を得ています。

当社では公表データとヒストリカルな情報に基づき、サステナビリティに関する情報を判定基準として採用するというよりも、むしろサステナビリティ・パフォーマンスが長期的な業績に及ぼす将来的なインパクトに重点を置いています。

こうしたやり方は、長期的な企業業績の推移に関するより包括的で十分な情報に基づく見解につながると考えています。

その結果、ポートフォリオ・マネージャーは資産クラス全体にわたり、十分な情報に基づく投資決定を下すことができる、というのが当社の見解です。

投資アナリストは、サステナビリティに関する重要な一タを、セクターに球関する知識や企業戦略に対する深い理解と融合することによって、サステナビリティが投資先企業の将来の業績に及ぼす潜在的なインパクトに関するフォワードルッキングな見解を構築します。この洞察は、サステナビリティと財務分析の双方を合体させた総合的な投資推奨の基盤となります。その結果、ポートフォリオ・マネージャーは資産クラス全体にわたり、十分な情報に基づく投資決定を下すことができ、というのが当社の見解です。

サステナブル&インパクト (SI) 投資に対する当社のアプローチは、それぞれの資産タイプ固有の特性を反映させるため、各資産クラスで異なります。

株式にESGファクターを組み込む

株式のアクティブ運用の分野では、重要なESGファクターはリサーチ・プロセスの一環として評価されます。投資チームは財務情報以外の重要なサステナビリティ情報を格納したUBS-AM. 自のデータベースを含む、広範なESGデータソースにアクセスすることができます。このデータベースは米サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) のマテリアリティ・マップを軸に構築されています。このマテリアリティ・マップは、企業のパフォーマンスに貢献する、最も重要な業界特有のサステナビリティの問題を特定します。

株式銘柄の推奨にあたり、株式アナリストは投資テーマに関するサステナビリティの問題の重要性 (マテリアリティ) を判断するため、ESGに関する具体的な質問を盛り込んだ企業リサーチ・ノート (CRN) を作成します。情報を得るために複数の第三者ESGリサーチ・プロバイダーを利用するほか、それ以外の情報も利用することによって、企業の長期的なパフォーマンスの改善動向を検討します。最も基本的な点として、アナリストはサステナビリティが財務モデルの想定に与える (マイナスまたはプラスの) インパクトを評価します。アナリストはこのインパクトを論理的根拠に基づいて正当化しなければなりません。

株式リサーチ・プラットフォーム全体にわたり基本的にESGファクターをCRNに組み込むという作業に加えて、個々の戦略では固有の要件を満たすために、追加的な統合ステップを採用します。例えば、新興国株式アナリストは、主にガバナンス・リスクだけでなく、新興国企業特有の環境面・社会面のリスクに対応した14項目のサステナビリティに関する質問のチェックリストを作成します。このチェックリストは、新興国市場の観点から見た環境面・社会面のパフォーマンスにも対応しています。

このほか、ポートフォリオにおけるリスクに基づくESGリスク評価とリサーチとの統合を補完する戦略もあります。例えば、コンセントレイテッド・アルファ戦略ではポートフォリオのESGリスクを月次でレビューします。ESGリスクの理由が投資の論拠に完全に盛り込まれ、それでもなおバリュエーションが魅力的な場合には、直ちに措置を講じることはありません。一方、新しい情報が入手可能になった場合、あるいはリスク特性に関するアナリストの見方が変化した場合、当該の株式銘柄は追加分析の対象となります。このレビューに基づき、サステナビリティ・リスクに確実に対処するために、当該企業とのエンゲージメントを推進する場合もあれば、当該企業の株式売却を決定する場合もあります。

アクティブ運用の株式全体にわたり、サステナビリティがリサーチに組み込まれることで、個々の戦略が追加的な施策を講じたり、投資戦略の特定の方向性に見合ったアプローチを取るための基盤がもたらされます。

ESGファクターを組み込むこのプロセスは、リサーチに基づく全ての投資推奨にわたり推進されます。

債券にESGファクターを組み込む

重要なESGファクターは、キャッシュフロー指標やバリュエーション指標の推定に盛り込まれるデューデリジェンス・プロセスの中で不可欠な要素であり、それを評価する最良の方法は企業リサーチ・プロセスの一環に組み込むことであると当社は考えています。クレジット・アナリストは世界中のGICセクター全体にわたり、投資適格債発行体とハイイールド債発行体、ならびに特定の政府機関発行体を対象とするリサーチを提供しています。また、クレジット・リサーチ・チームが提供する全てのクレジット推奨では、サステナビリティに関わる最も重要な強みと弱みが考慮されているほか、将来的に予想されるサステナビリティ・パフォーマンスの方向性や、サステナビリティの検討事項が基本的なクレジットの推奨に与える（プラスまたはマイナスの）インパクトも考慮されています。この評価を通じて、クレジット・アナリストはカバーする発行体に関するUBS独自のサステナビリティ・クレジット評価を提供しています。

これによって、信用面から見た投資先企業のサステナビリティ・パフォーマンスに対する総合的な見解がもたらされます。ESGファクターを組み込むこのプロセスは、リサーチに基づく全ての推奨、ひいてはアクティブ運用型クレジット・ファンドに対するインパクト全体にわたって実行されます。クレジット・リサーチ・チームが実施するこのボトムアップ型リサーチは、サステナブル投資リサーチ・チームが提供するサステナビリティ・リスクに関する定期的なボトムアップ型の見解によって補完されます。これは、セクターや個別銘柄に与える気候変動の影響などサステナビリティの問題に対するインパクトを評価する上で助けとなります。

さらに、UBS-AMはフィクスト・インカム諮問委員会を設置しています。この委員会はUBS-AM外部のメンバー、ならびにリスク&コンプライアンス部門、フィクスト・インカム部門、サステナブル投資リサーチ部門の代表者で構成されています。当委員会では、フィクスト・インカムにESGファクターを組み込むにあたっての方向性と組み込む内容について検討します。当委員会の主な責任は、組み込みの範囲や程度、実行する作業の質など、組み込みの進捗状況に関する意見と提言を提示することです。当委員会には、特定の議題項目に対応し委員会全体にわたり共通の理解を促すため、他の外部当事者やUBS内部の代表者を個々のミーティングに招くことができる、という権限が与えられています。



ESGファクターを不動産&プライベート・マーケット（REPM）に組み込む不動産の責任ある保有と運営は、環境と、客の投資リターンに大きなプラスのインパクトを及ぼす可能性があります。当社は投資にあたり顧客の財務目標を達成することに引き続き重点を置いています。責任投資戦略においても気候変動などの長期回復力／ESGファクターを考慮しています。

REPMの責任投資戦略はREPMサステナビリティ作業部会によって策定されました。この作業部会は、エンジニアリング&建設、オペレーション、リサーチ、資産運用、ファンド運用、経営管理の分野の数カ国にわたる専門家で構成されています。当作業部会は戦略と目標をグローバル・レベルで設定し、当社のサステナビリティ目標を全てのREPMファンドの投資戦略と実物不動産の運営に組み込むとともに、認証や法規定の違いに起因する国の多様性を適切に確保するようにしています。

責任投資戦略は、開発や取得から継続的な資産運用・改修・保守・マーケティング、そして成功裏の売却に至るまで、基本的プロジェクトの保有サイクル全体にわたり、全てのオペレーション部門で実行されます。達成状況を透明で測定可能なものにするため、目標が設定されます。パフォーマンスは目標に照らして測定され、結果は投資家や顧客、コンサルタントに報告されます。

当社が保有する個別物件に関しては、GRESB主要パフォーマンス指標や第三者認証（LEED、ENERGY STAR、BREEAM、MINERGIE*）など広く一般に認められた外部ベンチマークに照らし合わせて、サステナビリティ・パフォーマンスが測定されます。インフラストラクチャーに関しても、GRESBのインフラ主要パフォーマンス指標や個々の投資先企業のベンチマーク・レポートを利用します。これらの結果に基づき、各不動産やインフラ資産のパフォーマンスを高めるための具体的な施策を特定することが可能です。

実物不動産の責任ある保有と運営は、環境と顧客の投資リターンに大きなプラスのインパクトを及ぼす可能性があります。

スチュワードシップ の慣行

議決権行使

議決権は経済的価値を持ち、それに応じて取り扱われるべきである、というのが当社の信念です。このため、議決権行使は当社の顧客に対する受託義務の重要な要素であるだけでなく、投資プロセスと当社のスチュワードシップに対する全体的なアプローチの双方にとって不可欠であると考えています。当社は1995年以来、顧客のために任意で議決権を行使し、1998年には社内初の議決権行使方針を実行しました。この方針はコーポレート・ガバナンス、サステナビリティに関するグローバル基準やベスト・プラクティスの変更を考慮に入れて、毎年継続的に見直されています。

いかなる状況でも適切なガバナンスを決定する絶対的な基準ははく、いかなる価値観も倫理委員会の行動を保証するものではありませんが、顧客の投資の経済的価値を守るために適切であるとみなされる特定の原則は存在します。したがって、当社の方針はグローバルに適用されていますが、それと同時に現地の法律や基準を適宜反映させる裁量権も認められています。

議決権行使によってポートフォリオの管理能力が損なわれない限り、あるいは議決権に関わる費用が高価で顧客に十分な利益をもたらさない限り、全ての市場で議決権を行使するというのが、当社のアプローチです。

エンゲージメント

投資先企業や見込み投資先企業とのエンゲージメントは、これらの企業が長期的な問題に目を向けるように働きかけることで、企業価値を高め、長期的な投資テーマの成功に貢献すると考えています。こうした議論はガバナンス構造のほか、気候変動・環境管理・社員の成績など企業のパフォーマンスに重大なインパクトを与える長期的なサステナビリティ動向に関連するものです。これらの取り組みは、企業戦略に影響を与えるため執行役員、そして理想的には非執行役員との接触を伴います。最後の点として、エンゲージメントには、企業の経営陣と緊密に連携することによって適切で具体的な措置を講じ、長期的な企業価値を引き出すことも含まれます。

最も基本的な点として、投資の根拠と結びついたアナリスト主導のエンゲージメントは、顧客にとってより優れた長期的リターンを生み出す独自の手段をもたらします。このようなエンゲージメントは、アナリストとポートフォリオ・マネージャーが資産を保有する当事者として、個々の企業への投資決定に取り組むよう促します。また、投資プロセスを、単に市場における目の価格動向に目を向けるやり方から、好ましい変化を生み出すために企業と連携するというやり方へと変化させます。

UBS-AMの議決権行使／エンゲージメント活動は、スチュワードシップ委員会が監督します。当委員会は、サステナブル&インパクト投資チームの責任者を委員長として、株式アクティブ運用責任者、システムティック&インデックス投資責任者、リサーチ&スチュワードシップ責任者、グローバル・インスティテューショナル・クライアント・カバレッジ責任者で構成されています。

当社のスチュワードシップ・ステートメント、議決権行使については、当社ホームページを参照してください。

債券にESGファクターを組み込むアプローチについては、「The Next Frontier（次のフロンティア）」と題するホワイトペーパーも作成されています。

ガバナンスと コミットメント

コミットメントと協調的取り組み

UBSは長期にわたりサステナビリティとサステナブル投資の重要性を認識してきました。UBS AGは1992年にいち早く国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）に署名したほか、国際標準化機構（ISO）が発行する世界環境マネジメントシステムに関する国際規格「ISO 14001」も取得しました。UBS-AMは1997年に初のサステナブル投資戦略をローンチし、2009年には国連が支援する責任投資原則（PRI）に署名しました。また、UBS-AMは過去4年間にダウ・ジョーンズ・サステナブル・インデックスの業界グループ・リーダーに指名されています。

責任・監督・実行

サステナブル&インパクト投資（SI）チームは、UBS-AMのサステナブル投資の戦略と実行の責任を担っています。

SIチーム責任者は：

- UBSアセット・マネジメントのSI戦略の全体的責任を担っています
- UBSのサステナビリティ・オペレーティング委員会のメンバーです。当委員会はグループ全体のSI戦略の方向性を決定する責任を担っています。これに関連して、当委員会はUBS AGの全体的なサステナビリティ戦略の目標を設定する責任を担い、UBS AGのAxel A. Weber会長が委員長を務める企業文化&責任委員会に報告書を提出します。

- UBS-AMのSI管理委員会の委員長です。当委員会はUBS-AMのSI戦略実行の監督責任を担い、UBS-AMのUlrich Koerner社長が委員長を務めるUBS-AM執行委員会に報告書を提出します。

SIチームの責任は、3つの主要な活動に分類できます。

1) SI事業戦略

SI戦略の全体的な管理責任を担い、UBSの全体的なサステナビリティ目標・戦略の一環として、これらの活動に関する報告書を提出します。また、この部門は社内外のSI活性化の責任を担い、アプローチと内容とメッセージ発信の間の整合性を確保します。

2) SIリサーチ&スチュワードシップ

UBS-AMの投資チームにESGデータを調達・配布する責任を担い、フォワードルッキングな投資分析での重要な財務以外のデータの使用に関わるベストプラクティスに関して、投資チームのための研修を行い、投資チームと連携します。また、UBS-AMのエンゲージメントと議決権行使プログラムを監督します。

3) SI投資スペシャリスト

サステナブル&インパクト投資商品やソリューションを開発する責任を担っています。また、成果物の報告をサポートし、SIリサーチ&スチュワードシップ・チームと緊密に連携します。この部門は顧客のニーズと市場のトレンドに関する理解を深め、サステナビリティに関する研修を実施するため、顧客とじかに接する専門家と緊密に連携します。

追加資料：

報告書と方針

当社の現行のサステナブル投資に関するアプローチ、活動、方針に関する情報はUBS-AMのホームページに掲載した以下の専用セクションでご覧いただけます。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

詳細な情報と連絡先：

UBSアセット・マネジメントのサステナブル&インパクト投資に関する詳細な情報については、SIオペレーティング・オフィスまでご連絡ください。

sustainableandimpact@ubs.com



付録

当社のスチュワードシップ・コード に対するコミットメント

UBSアセット・マネジメントは、投資のスチュワードシップに関連する以下のベストプラクティス・コードに署名し、コミットしています。

- 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク (ICGN) の「グローバル・スチュワードシップ原則」
- 英国のスチュワードシップ・コード
- 日本スチュワードシップ・コード
- 香港証券先物委員会 (SFC) の「責任オーナーシップ原則」
- 米国のインベスター・スチュワードシップ・グループ (ISG) の「スチュワードシップの枠組み」
- オーストラリアの投資家業界団体である金融サービス協議会 (FSC) の「基準23：内部ガバナンス&資産スチュワードシップ原則」
- 台湾の「機関投資家のためのスチュワードシップ原則」

当社の業界イニシアティブとベストプラクティスに対するコミットメント

UBSアセット・マネジメントは現時点で以下の世界的グループ及びイニシアティブのメンバーである、もしくは以下のグループをサポートしています。

- Asian Corporate Governance Association (ACGA)
- Council of Institutional Investors (CII)
- Global Real Estate Sustainability Benchmarks (GRESB)
- EFAMA Stewardship, Market Integrity AND ESG Investment Standing Committee
- International Corporate Governance Network (ICGN)
- Institutional Investor Group on Climate Change (IIGCC)
- National Association of Real Estate Investment Managers (NAREIM)—Sustainability and Investment Management Working Group

- Principles for Responsible Investment (PRI)
- Sustainable Accounting Standard Board (SASB)
- UK Investor Forum
- US Green Building Council
- US Sustainable Investment Forum (USSIF)
- Workforce Disclosure Initiative (WDI)
- Financial Stability Board’s Taskforce on Climate-related Financial Disclosure (TCFD)
- Transition Pathway Initiative (TPI)
- Farm Animal Investment Risk & Return (FAIRR)

投資一任契約に関する留意事項

当社が投資一任契約に係る業務を行う際には、お客様にはご契約の資産額に対し年率 **0.825%**（税抜）を上限とする投資顧問料をご負担いただきます。その他、組入資産の売買手数料、保管費用等（以下「手数料等」といいます。）を、運用資産を通じて間接的にご負担いただく場合があります。また投資一任契約に基づき投資信託または外国籍リミテッド・パートナーシップ等（以下、これらを総称して「投資信託等」といいます。）に投資する場合は、投資信託等に掛かる運用報酬・管理報酬等（監査費用を含みます。以下「諸費用等」といいます。）を別途ご負担いただきます。これらの手数料等および諸費用等は契約内容、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません。また、お客様に直接および間接的にご負担頂く投資顧問料、手数料等および諸費用等の合計額についても、契約資産の額、運用状況等により異なるため、具体的に表示することができません。

有価証券等への投資に係わる主なリスクについて

投資一任契約に基づく有価証券の投資には、株式投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、債券投資のリスク（価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク）、為替リスク、カントリー・リスク、デリバティブ取引のリスク、オルタナティブ投資に係わるリスク、インフラストラクチャー／PE 投資、不動産関連投資に係わるリスク等があります。従って、投資元本が保証されているものではなく、当該有価証券等の値動きにより損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

※リスクや手数料・報酬等の詳細については、契約締結前交付書面にてご確認ください。

商号： UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第412号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、情報提供を目的としたものであり、特定の金融商品取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、信頼できる情報をもとに **UBS** アセット・マネジメント株式会社によって作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。投資一任契約のお申込みに当たっては、契約締結前交付書面をお渡ししますので、必ず内容をよくお読み下さい。

© UBS 2019. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。



www.ubs.com/am-linkedin

© UBS 2019. The key symbol and UBS are among the registered and unregistered trademarks of UBS. All rights reserved.
AMMA-1580 3/19
www.ubs.com/am

Source for all data and charts (if not indicated otherwise): UBS Asset Management

For professional / qualified / institutional clients and investors only.

